

太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第55号

太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 第17条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条中「提示」の次に「又は第17条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第6条中「新幹線鉄道等」を「条例第15条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第8条第1号中「条例第15条第7項」を「条例第15条第8項」に改める。

第10条第1号中「(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運

賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第12条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「であるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加える。

第13条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居」を「おける次に掲げる住居」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるとき
の当該転居後の住居であつて次に掲げるもの
 - ア 条例第15条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第14条を削る。

第15条の見出し中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係

る特別料金等」に改め、同条第1項中「新幹線鉄道等に係る」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第2項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金相当額（第18条第4項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同条第2号中」に、「「特別料金等の額の2分の1に相当する」」を「「特別料金等の」」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 条例第15条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第16条を第15条とする。

第17条中「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の変更を生ずる者」を「次に掲げる職員」に改め、「であるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同条に次の2号を加える。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第17条を第16条とする。

第18条中「次に掲げる職員」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を加え、同条第1号中「、当該事由」の次に「の発生に伴い、当該事由」を加え、「当該事由の発生の日以降に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じていないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に、「新幹線鉄道等でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第2号中「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第3

号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該地域へ転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号アに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。
 - (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じない

ときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第18条を第17条とする。

第19条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第24条」を「、第20条第2項第2号及び第24条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項中「第15条第5項」を「第15条第6項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第15条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第20条第2項において「1箇月当た

りの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第15条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項第1号から第3号までを削り、同条を第18条とする。

第20条を第19条とする。

第21条第1項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第15条第6項」を「条例第15条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等（」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出額が15万円」に、「普通交通機関等）」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等）」に、「普通交通機関等につき」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、ゼロ）」に改め、同号中ア及びイを削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第6項」を「第15条第7項」に、「前2項」を「前項」に、「当該給与」を「市長の定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第20条とする。

第22条第1項中「第15条第7項」を「第15条第8項」に改め、同条を第21条とする。

第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式を次のように改める。

通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者)	所 属 名	
様	所属所在地	

職 名		職員番号		氏 名	
住 居 の 住 所					

次のとおり届け出ます。(下欄の「※記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

届 出 の 理 由	主な理由	下記事実の発生日	年	月	日
	<input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 車種の変更				
順路	通勤方法	区 間	片道距離	電車等の場合 (定期等の額)	
1		住居から(経由) まで	. km	定期 簡月・他	円
2		から(経由) まで	. km	定期 簡月・他	円
3		から(経由) まで	. km	定期 簡月・他	円
4		から(経由) まで	. km	定期 簡月・他	円
自動車の場合	車 種		ナンバー		色

※記入上の注意

- 1 にレ印をすること。
- 2 この届には、通常行っている通勤の方法を記入すること。
- 3 「通勤方法」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)等を記入すること。
- 4 赤ペン又は赤鉛筆で通勤経路を記入した地図を添付すること。
- 5 電車等の場合には、定期券のコピーを添付すること。
- 6 変更が生じた場合には、速やかに届け出ること。
- 7 給与条例第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員(異動、養育、介護等に伴う転居により通勤距離が60km又は通勤時間が90分以上となるなど通勤困難となった者で、有料の道路や新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用することで通勤事情の改善が認められる職員)は、新幹線鉄道等を利用した実際の通勤経路を記入し、続紙(その2)を用いて新幹線鉄道等を利用しない場合の経路も記入し届け出ること。

確認及び決定欄(届出者は、記入しないこと。)					受付	年	月	日
決 定 事 項	支給の始期	距 離	距 離 区 分		通勤手当額	備 考		
	年 月	. km	km以上	km未満	円			
決 裁	課 長	係 長		係				

(その2)

給与条例第15条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員【新幹線鉄道等利用者】

職名		職員番号		氏名	
----	--	------	--	----	--

異動、養育、介護等に伴う転居により、通勤距離が60km又は通勤時間が90分以上となるなど通勤困難となり、有料の道路や新幹線鉄道等を利用することで通勤事情が改善しますので、次のとおり届け出ます。

※ 有料の道路や新幹線鉄道等を利用せず適用を受けない職員は本紙（その2）は提出不要です。

適用区分	<input type="checkbox"/> 1 異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員				
	<input type="checkbox"/> 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員				
	<input type="checkbox"/> 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員				
	<input type="checkbox"/> 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員				
	<input type="checkbox"/> 5 上記3又は4たる職員の要件を欠くに至った職員				
	<input type="checkbox"/> 6 その他（ ）				
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等					
順路	通勤方法	区 間	片道距離	電車等の場合（定期等の額）	
1		住居から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
2		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
3		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
4		から（ 経由） まで	. km	定期 簡月・他	円
片道の総通勤距離		. km	片道の総所要時間		分
※記入上の注意					
1 □にレ印をすること。					
2 「通勤方法」欄には、有料の道路や新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の順路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)等を記入すること。					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年太田市条例第4号）第1条の規定による改正前の太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第15条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の規則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第19条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- (1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第15条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。）
 - (2) 改正前の給与条例第15条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
- (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が2万円を超える場合にあつては、2万円）を減じて得た額
（権衡職員等に関する経過措置）
- 4 この規則による改正後の太田市一般職の職員の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第15条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の規則第16条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の規則第17条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

(雑則)

- 7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。